

## 建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の六第二号及び第二百二十九条の七第二号の規定に基づき、防火上支障のないものとして建設大臣が定めるエレベーターのかご及び昇降路並びに第二百二十九条の十三第二号に基づき、防火上支障のないものとして建設大臣が定める小荷物専用昇降機の昇降路を次のように定める。

平成 年 月 日

### 防火上支障のないエレベーターのかご及び昇降路等を定める件

#### 第一 防火上支障のないものとして建設大臣が定めるエレベーターのかご

建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第二百二十九条の六第二号の規定に基づき防火上支障のないものとして建設大臣が定めるエレベーターのかごは、次の各号に掲げるエレベーターのかごとする。

- 一 主要構造部を準耐火構造以外の構造とした建築物に設けるもの。
- 二 長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が三以下で、かつ、床面積の合計が二百平方メートル以内である建築物に設けるもの。
- 三 一の住戸内のみを昇降するもの。
- 四 一の階の中でのみ昇降するもの。
- 五 一の吹き抜けとなっている部分及びその部分と壁又は戸で区画されていない部分からのみ出入りすることができるもの。

#### 第二 防火上支障のないものとして建設大臣が定めるエレベーターの昇降路

令第二百二十九条の七第二号の規定に基づき防火上支障のないものとして建設大臣が定めるエレベーターの昇降路は、第一（第四号を除く。）の各号に掲げるエレベーターの昇降路及び階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅に設けるエレベーターの昇降路とする。

#### 第三 防火上支障のないものとして建設大臣が定める小荷物専用昇降機の昇降路

令第二百二十九条の十三第二号の規定に基づき防火上支障のないものとして建設大臣が定

める小荷物専用昇降機の昇降路は、第一（第四号を除く。）の各号に掲げる小荷物専用昇降機の昇降路及び階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅に設ける小荷物専用昇降機の昇降路とする。